

人材確保SNS広告配信委託業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

西興部村の人口減少課題に対し、村の魅力や環境を広めるための広告プロモーションを通じて移住者の増加・人口減少対策に向けた効果的・効率的な情報発信を行う。また、この実施要領は、本村にとって最も優れた提案を行う事業者を公募型プロポーザル方式（以下、「本プロポーザル」という。）により選定するために、必要な事項を定めるものである。

2. 業務の内容等

(1) 業務の名称

人材確保SNS広告配信委託業務

(2) 業務の内容

西興部村の魅力・環境・制度などを情報発信。情報発信ツールやシステム、機能配置や再現性などについて検討する。

ア. Instagram・YouTubeを活用した広告出稿

- ・情報発信にあたっての「基本的な考え方」の検討・策定
- ・ターゲットの特性に沿った効果的・効率的なPRチャネルの洗い出し及び検討

イ. YouTubeを活用した映像制作

- ・情報発信にあたっての「基本的な考え方」の検討・策定
- ・西興部村の特性を活かしたコンテンツ制作の企画立案及び撮影編集業務

(3) 履行期間

契約締結の翌日から令和7年3月31日まで

(4) 委託料上限額

3,190,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 所管課

本業務の所管部署は西興部村役場企画総務課企画係とする。

3. 参加資格要件

本業務に係る公募型プロポーザルの参加資格要件は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 参加表明書の提出期限日において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に基づく村の競争入札参加指名停止等の措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団排除条例に規定する暴力団関係事業者等でないこと。

4. 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に沿って参加表明書を期限内に下記提出先まで提出すること。

- (1) 提出期限 令和6年5月1日(水)午後5時まで
- (2) 提出先 〒098-1501
北海道紋別郡西興部村西興部100番地
西興部村役場 企画総務課企画係
(電話 0158-87-2111)
- (3) 提出書類 参加表明書1部
- (4) 提出方法 郵送(特定記録、簡易書留又は書留とする。)

5. 参加資格審査

本プロポーザルへの参加表明書を提出した者について、「3. 参加資格要件」に掲げる参加資格に合致しているか確認し、結果を通知するものとする。

6. 選定方法

(1) 選定審査

参加資格審査の結果、参加資格を満たすと認められる者(以下「企画提案者」という。)は、「7. 企画提案書の作成要領」により、企画提案書を作成し、企画提案届出書とともに提出するものとする。西興部村は受注候補者の選定にあたり、企画提案書等の内容を審査する。

(2) 選定審査の方法及び評価基準

選定審査は、企画提案書の内容等に関する評価、プレゼンテーション及び質疑を実施することにより行い、次の評価基準に基づき審査会の各審査員が審査する。各評価項目の配点の合計は審査員につき**100点**とし、項目ごとの配点は公表しないものとする。

ア プレゼンテーション

企画提案書の説明及び操作画面のデモンストレーションなどを予定する。

必要な機材については、参加者が用意するものとする。

※プロジェクター、スクリーン(1セット)は発注者が準備します。

イ 実施日時

実施日: 令和6年5月15日頃

※日時及び場所は参加者に後日連絡します。

ウ 実施方法及びタイムスケジュール

プレゼンテーションの所要時間は、一参加者あたり35分以内とする。

(準備5分、説明20分、質疑応答5分、片付け5分)

エ 注意事項

- ・プレゼンテーションの開催は1回を予定しているが、参加者が多数となった場合は、プレゼンテーションを複数日に行うことや、開催日時を変更することがある。
- ・各参加者のプレゼンテーションの順番は、参加申込書の提出順とする。

- ・プレゼンテーションにおいて、パソコンなどの必要な機器がある場合は、参加者において準備するものとする。
- ・プレゼンテーションでは、主要な内容やアピールポイントなどを簡潔に説明すること。
- ・プレゼンテーションへの出席人数は最大3名までとする。
- ・参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。
- ・指定時間に遅れた場合は、審査対象としない。
- ・プレゼンテーションは非公開とする。

オ 評価基準

審査の評価基準は、以下のとおりとする。

	評価項目	評価視点
1	全体	・村の課題、事業主旨等を十分に理解した提案となっているか
2	構成	・魅力的な制作が期待できるか ・村への来訪や人材確保につながる内容となっているか
3	実施体制	・業務を実施する上で実績は妥当であるか ・業務を遂行できる実施体制及びスケジュールか
4	検証	・事業の効果検証方法
5	事業費	・見積額が提案内容に対して適切な経費配分となっているか

(3) 受注候補者の選定

ア. 選定方法

各審査員が採点した評価点を企画提案者ごとに合計し、最も合計点の高い企画提案者を受注候補者とする。なお、評価点の合計を審査員の数で除した点数が**60点**に満たない企画提案者は、選定の対象としない。

イ. 同点の場合の取扱い

合計点が最も高い企画提案者が複数の場合は、見積額が低い者を受注候補者とする。上記によっても受注候補者を選定できないときは、くじ引きにより決定する。

(4) 選定結果の通知

選定結果については、文書で通知するものとする。

(5) その他

選定結果に対する異議の申し立ては受け付けない。

7. 企画提案書の作成要領

- (1) 企画提案書は、日本工業規格A4サイズ用の紙を使用するものとし、様式は定めない。なお、図面等の提出を要する場合は、折りたたんでA4サイズ以内となるものの添付を認める。
- (2) 企画提案書に企画提案届出書及び見積書を添付し、見積額には消費税及び地方消費税を含めた額を記載すること。
- (3) 提出期限 令和6年5月9日(木)午後5時まで
- (4) 提出部数 正本1部(企画提案届出書、企画提案書、見積書)
副本10部(企画提案書、見積書)
- (5) 提出方法 郵送(特定記録、簡易書留又は書留とする。)
- (6) その他
 - ア. 企画提案書等の提出は、1者につき1部とする。
 - イ. 企画提案書等の提出後の差替え及び再提出は認めない。
 - ウ. 提出された企画提案書等は返却しない。
 - エ. 提出された企画提案書等は本プロポーザルの審査以外の目的で使用しないものとする。
 - オ. 企画提案書等は、選定に係る審査にあたり複製する場合がある。

8. 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問がある場合は、下記にメールまたはファックスにて連絡すること。

- (1) 質問期限 令和6年4月24日(水)午後5時まで
- (2) 提出先 〒098-1501
北海道紋別郡西興部村西興部100番地
西興部村役場 企画総務課企画係
ファックス 0158-87-2777
電子メール: ni.kikaku@vill.nishiokoppe.lg.jp
- (3) 回答方法 質問者及び参加表明者に電子メール又はファックスで回答する。

9. スケジュール

下記のスケジュールで実施する。なお、日程等は変更する場合がある。

- | | |
|--------------|-------------|
| 令和6年4月18日(木) | 公募開始(村HP掲載) |
| 令和6年4月24日(水) | 質問受付締切 |
| 令和6年5月1日(水) | 参加表明書提出締切 |
| 令和6年5月9日(木) | 企画提案書等提出締切 |
| 令和6年5月15日頃 | プレゼンテーション |

※日時及び場所は参加者に後日連絡します。

- | | |
|-----------|---------|
| 令和6年5月下旬頃 | 選定結果の通知 |
|-----------|---------|

10. 失格事項

参加表明者が次の各号のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (2) 提出方法、提出先、提出期限の条件に適合しない場合
- (3) 提出書類が、本実施要領で指定する様式を使用していない場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

1 1. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 書類の作成、提出及びプレゼンテーション参加等に係る経費は、すべて企画提案者の負担とする。
- (3) 企画提案書等のすべての提出書類は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書等は、本業務の受注候補者選定以外には無断で使用しないものとする。
- (5) 提出された企画提案書等は、本業務の受注候補者選定を行う作業に必要な範囲において複製することがある。
- (6) 企画提案者が業務の一部を第三者に委託する場合は、企画提案書にその旨を明記し、当該第三者に企画提案者の義務と同等の義務を負わせるものとする。
- (7) 前号に該当する場合は、企画提案者は当該第三者に対し、必要且つ適切な監督を行わなければならない。
- (8) 企画提案者が業務のすべてを第三者に委託することは認めない。
- (9) 選定審査の結果、選定された受注候補者が辞退又は失格、その他の理由により契約に至らなかった場合は、次点の者を受注候補者とするができるものとする。
- (10) 西興部村は、やむを得ない理由等により本プロポーザルの実施を中止、又は変更することができるものとする。この場合において西興部村は、企画提案者が本プロポーザルの企画提案手続き等に要した一切の費用等を負担しない。
- (11) 本プロポーザルにより選定された受注候補者の企画提案内容は、その全てについて契約を保証するものではなく、当該受注候補者との契約手続きにおいては、当該業務の仕様等について西興部村及び受注候補者が協議するものとする。